

# 株 主 各 位

東京都千代田区岩本町三丁目4番5号  
(本社) 神奈川県相模原市津久井町三井315番地  
株式会社 **東京衡機製造所**  
代表取締役社長 山 本 勝 三

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年12月21日(金曜日)午後5時15分(株主総会日時の直前営業時間終了時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年12月25日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町一丁目5番8号  
社団法人日本橋倶楽部 4階会議室  
(後記「会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tksnet.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社および当社グループの事業の多様化と新規事業分野への展開を見据えて事業目的の追加を行うとともに（第2条関連）、今後の事業拡大および収益構造改革に必要となりうる資金の調達ならびに組織再編行為に備えるため発行可能株式総数を増加するものであります（第5条関連）。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作機械、諸試験機及び計量器の製作並びに販売</li> <li>2. 油圧、空圧機器の製作並びに販売</li> <li>3. 搬送機械、加工機械、印刷機械等の産業機械の製作並びに販売</li> <li>4. 水処理装置、廃棄物処理装置等の環境整備装置及びそれらに附帯する薬品の製作並びに販売</li> <li>5. 航空機部品及び冷凍機の製作加工並びに販売</li> <li>6. 度量衡機及び計量器の販売</li> <li>7. 自動包装機の製作並びに販売</li> <li>8. 動産の賃貸</li> <li>9. 前各号の機器装置の設置工事</li> <li>10. 前各号の事業に関する試験研究及びエンジニアリングの請負、ソフトウェアの作成並びに販売</li> <li>11. 不動産の売買、仲介、鑑定、賃貸並びに管理</li> <li>12. スポーツ施設等の所有並びに経営</li> <li>13. 家庭用家具及び食器・厨房用具等の日用雑貨品の輸入、製造並びに販売</li> </ol>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工作機械、諸試験機及び計量器の製作並びに販売</li> <li>2. 油圧、空圧機器の製作並びに販売</li> <li>3. 搬送機械、加工機械、印刷機械等の産業機械の製作並びに販売</li> <li>4. 水処理装置、廃棄物処理装置等の環境整備装置及びそれらに附帯する薬品の製作並びに販売</li> <li>5. 航空機部品及び冷凍機の製作加工並びに販売</li> <li>6. 度量衡機及び計量器の販売</li> <li>7. 自動包装機の製作並びに販売</li> <li>8. 動産の賃貸</li> <li>9. 前各号の機器装置の設置工事</li> <li>10. 前各号の事業に関する試験研究及びエンジニアリングの請負、ソフトウェアの作成並びに販売</li> <li>11. 不動産の売買、仲介、鑑定、賃貸並びに管理</li> <li>12. スポーツ施設等の所有並びに経営</li> <li>13. 家庭用家具、衣料雑貨品及び食器・厨房用具等の日用雑貨品の輸入、製造並びに販売</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>14. 家庭用電気器具の設計、製造及び輸入販売</p> <p>15. インターネットを利用した輸出入手続きの事務代行並びにそのコンサルタント業務</p> <p>16. 通訳翻訳業務</p> <p>17. <u>コンピューターのソフトウェアの開発</u></p>	<p>14. 家庭用電気器具の設計、製造及び輸入販売</p> <p>15. インターネットを利用した輸出入手続きの事務代行並びにそのコンサルタント業務</p> <p>16. 通訳翻訳業務</p> <p>17. <u>電機通信機械器具、コンピュータ、その他情報システム・ネットワーク機器等に係るハードウェア、ソフトウェア及びシステムの企画、開発、製造、販売、輸出入、保守、運用・管理及び賃貸事業</u></p>
(新設)	18. <u>インターネット、コンピュータ、その他情報システム・ネットワーク機器等に係る情報通信サービス及び情報提供サービス事業</u>
(新設)	19. <u>金型の設計、製造及び販売</u>
(新設)	20. <u>ゆるみ止めナット及び建築資材の製造及び販売</u>
(新設)	21. <u>金銭の貸付、債務の保証等の信用供与及び投資</u>
(新設)	22. <u>投資ファンドの組成及び運用・管理</u>
(新設)	23. <u>遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入</u>
(新設)	24. <u>遊戯機器及び遊技機器の国内市場調査及び技術指導</u>
(新設)	25. <u>ゲーム用機器及びゲームソフトウェアの試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入</u>
(新設)	26. <u>遊技場の経営</u>
(新設)	27. <u>レジャー及びスポーツに関する情報提供サービス</u>
18. 前各号と関連を有する事業に対する投資	28. 前各号と関連を有する事業に対する投資
19. 前各号に附帯する一切の事業	29. 前各号に附帯する一切の事業
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000万株</u> とする。	第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億6,000万株</u> とする。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

当社の今後の事業展開を見据え、経営体制の一層の充実強化を図るため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、今回選任をお諮りする増員取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
添田正道 (昭和22年10月18日生)	昭和45年4月 八幡ボルテック(株)(現NSボルテック) 入社 昭和59年4月 九州ハードロック工業(株)(現株KHI) 入社 平成3年10月 同社代表取締役社長就任 現在に至る 平成19年9月 当社新規事業担当執行役員就任 現在に至る	0株

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

## 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対してストックオプション(インセンティブ報酬)として発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案のうち、当社の取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項の報酬に該当いたしますが、当社の取締役の報酬額は、平成17年5月11日開催の第99回定時株主総会におきまして「月額900万円以内」とご承認いただいておりますところ、これとは別枠にて取締役12名(うち社外取締役4名)以内の者に対し報酬等として下記内容の新株予約権(1,000個以内かつ年額3,500万円以内)を付与することにつきましても併せてご承認をお願いするものであります。

## 記

### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社グループの業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権の公正価値は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズモデルを用いて算出いたしますが、当社の取締役、執行役員および従業員に対する新株予約権の付与は、ストックオプションとしての付与であり、その報酬・給与等として相当であると存じますが、その有利性の程度の判断は困難であるため、かかる観点からも、お諮りするものであります。

### 2. 新株予約権発行要領

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

割当日において当社に在任又は在職する取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社に在任又は在職する取締役及び従業員

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式3,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合その他これらの場合に準じ新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認められる株式の数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.25を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合にはその直前取引日の終値）を下回る場合には、当該終値の額を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（ただし、本新株予約権及び当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合は、当社は、合理的な範囲内で必要と認められる株式の数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年12月20日から平成28年12月19日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、退任又は退職後2年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。

その他の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議により決定し、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金の額は、会社計算規則第40条所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じ、1円未満の端数を切り上げた額とし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使の条件を充たさなくなった場合は、当社は当該新株予約権者より新株予約権を無償で取得し消却することができる。

(9) 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

3. 発行する新株予約権の総数

3,000個を上限とし、このうち当社の取締役が付与する新株予約権は1,000個を上限とする。（新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、1,000株とする。ただし、2.(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様に調整を行う。）

4. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。

5. 新株予約権の割当日

当社取締役会の決定に委任するものとする。

6. 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催する取締役会で、その他の募集事項等と併せて定めるものとする。

以 上

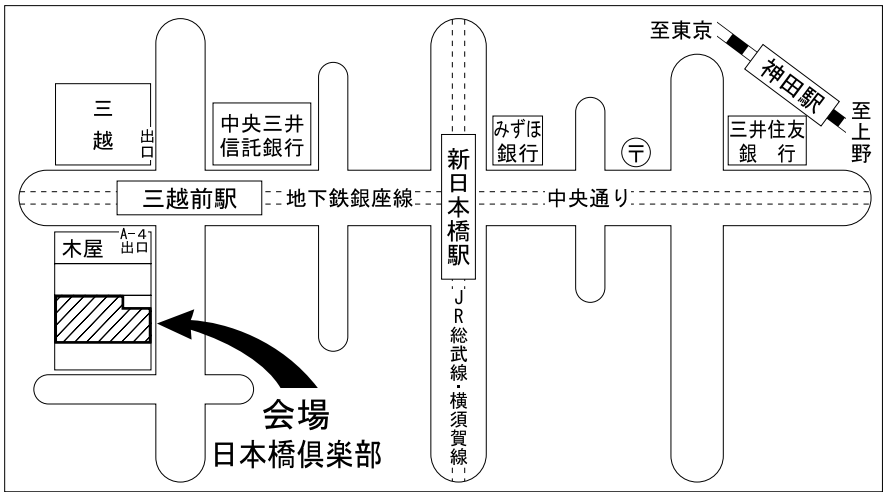




A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

# 会場ご案内図

東京都中央区日本橋室町一丁目5番8号  
社団法人日本橋倶楽部 4階会議室  
電話 (03) 3270 6661



交通機関 地下鉄銀座線 } 三越前駅下車 A - 4 出口徒歩2分  
                  "          半蔵門線 }  
JR総武線・横須賀線 新日本橋駅下車 徒歩7分  
JR山手線・中央線 神田駅下車 徒歩15分